にいたにクリニック 介護福祉士実務者研修通信課程 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者(以下、「当事業所」という。)が実施する。 医療法人社団 仁井谷医院 にいたにクリニック

広島県呉市中通2丁目8-18

(目的)

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を 習得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献す ることを目的とする。

(研修名称)

第3条 研修の名称は、「にいたにクリニック 介護福祉士実務者研修通信課程」とする。

(課程学科・修業年限・定員)

第4条 研修の課程学科、修業年限、定員は次の通りとする。

課程名:介護福祉士実務者研修通信課程

(無資格者及び訪問介護員1級・2級・3級修了者及び介護職員初任者研修課程修 了者及び介護職員基礎研修課程修了者修了者対象)

修業年限:6ヶ月(但し、訪問介護員1級・2級・3級修了者及び介護職員初任者研修修了 課程修了者及び介護職員基礎研修課程修了者はこの限りではない。修了認定後、 6ヶ月未満での修了もあり得る。)

受講生は1年を超えて在学できない。

定員:1講座あたり10名(1学級)とする。

(通信養成を行う地域)

第5条 通信養成を行う地域は、広島県とする。

(養成課程・授業)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については別表1の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下、「国指針」という。)に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における他研修等の修了 認定の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護 局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。 (学年、学期及び休業日)

- 第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日とし、1養成課程を1学期とする。
 - 休業日は次の通りとするが養成施設の長が認める場合には、休業日を変更する場合がある。
 - (1) 年末年始 12月30日~1月3日
 - (2) 夏季休業 8月14日~8月16日

(受講資格、受講時期)

第9条 本校では、無資格、又は訪問介護員1級・2級修了者又は介護職員初任者研修課程修了者又 は介護職員基礎研修課程修了者で、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。 受講時期は、各養成課程の開校日とする。

(受講者の選考)

第10条 受講者の選考は、必要事項を記入した所定の書類が先着した者から受け付ける。但し、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(受講手続・受講料の納入)

第11条 受講手続きは、当事業所が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証の写し等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修に限る。)を終了している場合は終了証明書の写しを添付して行うものとする。

書類受付終了後、期日までに受講料を納入しなければならない。

(期間・休校)

第12条 本講座の受講期間は、6ヶ月(修了年限)の期間の初日から最終日までとする。 面接授業の実施日において天災その他やむを得ない事情により、当事業所が講義を行うことができない場合は、休校日とする。

(休学)

第13条 受講者が病気その他やむを得ない事由で、出席することができない場合は、休学願いにその事由を明らかにする書類(医師の診断書等)を添えて提出し、許可を得なければならない。

休学の期間は1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

(復学)

第14条 休学していた受講者が復学しようとするときは、復学願を提出し、当事業所の許可を得なければならない。

(退学)

第15条 受講者より退学の希望があった場合は、面接相談の上、認めることができる。 退学の場合、いかなる理由でも受講料は返金しないものとする。

(通信学習の実施方法)

第16条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講者はテキストに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送・提出 しなければならない。

(2) 評価方法

添削問題は100点満点法により、60点以上を合格とする。60点未満の場合は再提出を義務付け、合格となるよう指導する。学習の際の質問に関しては質問用紙またはメールで受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第17条 面接授業は以下の方法で実施する。

(1) 学習方法

面接授業は指定された日に、研修会場で行い、毎回出席簿に署名する。 講義開始から15分以上遅れた場合は欠席とする。 また、やむを得ず欠席した場合は、補講を受講しなければならない。

(2) 評価方法

面接授業の全過程に出席した受講者に対し、面接授業を通して総合的な習得度の評価を行う。到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

(補講について)

第18条 面接授業を欠席した場合は、補講を受講するか次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。但し、補講にかかる受講料は1日5,000円(税込)とし、受講者の負担とする。

(修了の認定)

第19条 研修修了の認定方法については、指定のカリキュラムを全て履修し、通信学習、面接授業 の評価の基準に達している者が修了者として認められる。

修了の認定を受けた者は、介護福祉十実務者研修修了証を交付される。

(修了証書の再交付)

第20条 修了証書の紛失や氏名変更があった場合は、修了者の申し出により再交付をすることができる。但し、手数料として、1,000円(税込)を申し受ける。

(受講料)

第21条 受講料は次の通り(テキスト代・税込)とする。

無資格者	110,000円
ホームヘルパー3級修了	110,000円
ホームヘルパー2級修了	95,000円
ホームヘルパー1級修了	75,000円
介護職員初任者研修修了	95,000円
介護職員基礎研修修了	40,000円

(教職員組織)

第22条 当事業所に以下の教職員を置く。

(1)養成施設の長(2)専任教員(3)講師(介護過程Ⅲ)(4)講師(医療的ケア)1名

(5)講師(課題添削) 必要教職員数

(6) 事務職員 1名

(懲戒)

第23条 受講者が以下の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- (1) 学習意欲に欠け、終了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、受講者として本分に反した者

は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(3) その他、当事業所が不適当と見なした者 養成施設の長が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとし、受講料の未納金

(その他の事項)

第24条 この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、養成施設の長が別にそれを 定める。

附則

この学則は、令和3年5月1日より施行する。

(別表1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
人間の尊厳と自立(5)	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた 上で、本施設が提示する課題に回答させ、 通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ(5)	5	同上
社会の理解Ⅱ(30)	30	同上
介護の基本I(10)	10	同上
介護の基本Ⅱ(20)	20	同上
コミュニケーション技術(20)	20	同上
生活支援技術 I (20)	20	同上
生活支援技術 II (30)	30	同上
介護過程Ⅰ(20)	20	同上
介護過程Ⅱ(25)	25	同上
発達と老化の理解I(10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ(20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ(10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ(20)	20	同上
障害の理解I(10)	10	同上
障害の理解Ⅱ(20)	20	同上
こころとからだのしくみl(20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ(60)	60	同上
医療的ケア(50)	50	同上
喀痰吸引及び経管栄養演習	16	面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ(45)	45	面接授業にて履修する。
合 計	466	

科目	時間数	介護職員初任者研修	訪問介護員研修			介護職員	その他全
			1級	2級	3級	基礎研修	国研修
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	践者研修
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
こころとからだのしくみl	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
医療的ケア	50						喀痰吸引
喀痰吸引及び経管栄養演習	必要回数						等研修
介護過程Ⅲ	45					免除	
슴 計	450	320	95	320	420	50	

添付資料1

○受講生選抜の概要(学生等の受入の方針、受入方策等)

受講生募集の方法	介護関係施設・事業所・社会福祉協議会等に対する募集チラシの配布 ホームページ掲載による周知
受講生の受入方針	受講志願者については、可能な限り受講を認めることとする。ただし、先着順とする。